

青森港に関するお問合せ事項

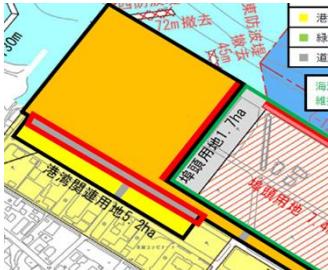
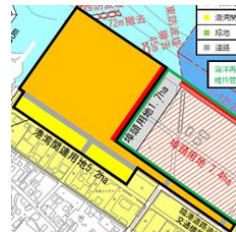
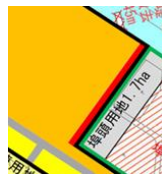
番号	受付日	事 項	内容詳細	整備局回答
1	2024/1/29	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針においては、油川埠頭の改修後の耐荷重が35t/m2までであることが示されていますが、具体的な位置、範囲について座標または寸法とともにご教示ください。図示していただけると理解し易いです。	東北地方整備局ホームページにて概略の平面図を公開していますので参考にしてください。具体的な岸壁構造等は現在検討中であり、断面図含め、詳細についてはR6.3頃に公開する予定です。
2	2024/1/29	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針においては示されていない、油川埠頭の改修後の耐荷重が35t/m2以外の耐荷重の規格についても、範囲について具体的に出来れば座標または寸法とともにご教示ください。図示していただけると理解し易いです。	青森港に関するお問合せ事項No.1の回答をご参照ください。
3	2024/1/29	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	青森港油川埠頭の改修後の平面図、断面図等についてご教示ください。平面図については座標とともにご教示ください。	青森港に関するお問合せ事項No.1の回答をご参照ください。
4	2024/1/29	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	青森港油川埠頭の改修後の防舷材、係船柱の規格、配置等についてご教示ください。具体的な位置、範囲について座標または寸法とともにご教示ください。図面でなくとも構いませんが、何らかの形で図示していただけると理解し易いです。	青森港に関するお問合せ事項No.1の回答をご参照ください。
5	2024/1/29	②利用可能エリア、周辺情報	令和5年9月青森県地方港湾審議会、令和5年10月交通政策審議会港湾分科会による青森港港湾計画書(一部変更)によれば、埠頭用地として15.1haが示されています。一方、「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針においては、8haが使用可能であるかのように示されています。どのように理解すれば宜しいのでしょうか？	青森港港湾計画に位置づけられている埠頭用地15.3haのうち約8haが、港湾法に基づく長期貸付を受けることができる「海洋再生可能エネルギー発電設備等の配置及び維持管理の拠点を形成する区域」に位置づけられており、公募占用指針にはこの区域を利用可能面積として記載しております。なお、公募占用指針の(別添3)1.の留意事項に記載のとおり、港湾法に基づく長期貸付を受けることのできる上記埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる青森県が確保した用地があります。詳細は青森県ホームページをご参照ください。
6	2024/2/6	②利用可能エリア、周辺情報	青森港油川地区岸壁(-12m)平面図において、西側取付部(30m)の西端線と現況の-4.5m岸壁(港湾計画図に延長=220mと示された岸壁)の岸壁法線との離隔距離を教えてください。岸壁の具体的設置位置の確認のための質問となります。	具体的な岸壁構造等は現在検討中であり、詳細についてはR6.3頃に公開する予定です。

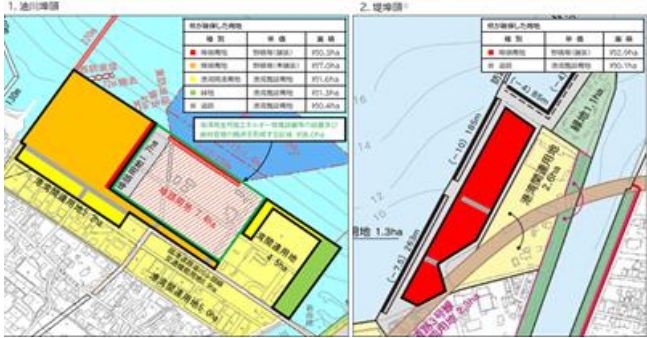
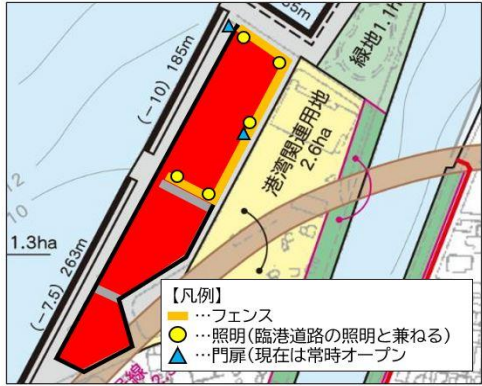
7	2024/2/8	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	油川地区岸壁(-12m) 国貸付予定対象エリアの設計成果品(構造計算書、断面図、および地質調査結果、CAD図面含む)を開示可能でしょうか。また、行政文書開示請求をする場合の当該図書名をご教示ください。	青森港油川地区岸壁については、現在構造等の検討を進めているところです。設計成果品の開示を希望される場合は、4/1以降を目安に行政文書開示請求してください。 図書名及び開示請求先は以下の通りです。 (図書名)青森港油川地区港湾施設機能強化検討業務 (開示請求先(訂正))東北地方整備局 2024/7/29更新 本業務は、追加的検討事項があるため、履行期限を7月8月末頃まで延伸することになりました。設計成果品の開示が可能になるのは、8月9月下旬以降の見込みです。 土質調査については、当局の他にも実施している機関がある場合がありますので、(一財)国土地盤情報センターや、国土地盤情報検索サイト(Kunijiban)にて公開している情報も参考にして、発注機関と調査業務名称を確認の上、発注機関に開示請求してください。
8	2024/2/8	②利用可能エリア、周辺情報	油川地区岸壁(-12m) 国貸付予定対象エリアにおいて、利用エリアの制約はあるでしょうか。 (例)アクセス道路、既存岸壁利用者との調整が必要なエリアなど	平面図で示す国貸付予定対象エリアにおいては、例示いただいたアクセス道路など他の施設はありません。 また、当該範囲においては賃貸借契約の締結により、設置工事等期間中の岸壁の独占排他的使用が認められることとなります。詳細は「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」をご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001381153.pdf
9	2024/2/8	④その他	油川地区岸壁(-12m)の岸壁前における地質調査を開示可能でしょうか。また、行政文書開示請求をする場合の当該図書名をご教示ください。	土質調査については、当局の他にも実施している機関がある場合がありますので、(一財)国土地盤情報センターや、国土地盤情報検索サイト(Kunijiban)にて公開している情報も参考にして、発注機関と調査業務名称を確認の上、発注機関に開示請求してください。
10	2024/1/31	④その他	岸壁のボラードとフェンダーの容量と間隔をご教示ください。	【東北地整の回答】 青森港油川地区岸壁は現在構造等の検討を進めているところであり、詳細についてはR6.3頃に公開する予定です。 【青森県の回答】 堤埠頭の岸壁については、次のとおりです。 ・岸壁(-7.5m)L=263m 係船柱:25t N=14基、防舷材:V型H400×L1000(E=2.25t以上、反力40t以下) N=53基 ・岸壁(-10m)L=185m 係船柱:25t N=11基、防舷材:V型H800×L1600(E=8.35t以上、反力74t以下) N=22基

11	2024/1/31	④その他	一体となって使用できる港湾区域内の「公道」は、一般車両が通行できる公道として維持する必要があるのでしょうか、またフェンス囲い占有することは可能なのでしょうか、ご教示ください。	【青森県の回答】 一般車両が通行可能な公道（＝臨港道路）として維持する必要はありません。ただし、関係機関への届出等手続きが必要となる場合がありますので、事前協議をお願いします。 フェンスについてですが、油川埠頭のSOLASフェンスは県において整備する予定です。それとは別に、フェンスで囲い占有する場合は、事前協議の上、使用許可等の手続きが必要となります。
12	2024/1/31	④その他	安全な境界線／フェンスは仕様は確定されておりますでしょうか。事業者がその仕様で設置をする必要あれば仕様をご教示ください。	【青森県の回答】 SOLASフェンス等の保安設備は県において整備する予定です。
13	2024/1/31	①岸壁利用条件（延長、水深、耐荷重）	緑区画内の地耐力が事業者が必要な仕様に満たしていない場合、事業者で整備することは可能かご教示ください。	原状回復を前提に公募参加者が埠頭の追加改良を自ら行う公募占用計画の作成・提出は認められていますが、具体的な運用については、東北地方整備局ホームページにおいて公開している「公募占用指針公示後の利用港湾検討に当たったの留意事項」2. 3)その他に記載のとおりです。 公募占用指針公示後の利用港湾検討に当たったの留意事項（抜粋） 2. 3)その他 ・東北地方整備局、若しくは港湾管理者が整備した港湾施設に対し、事業者側の要望により改良を加えること等については、その必要性等について事業者として選定された者と調整することを原則とする。
14	2024/1/31	④その他	岸壁でのジャッキアップ作業が予想されますが、海底側の地耐力があればご教示ください。また、ジャッキアップ作業時、海底の地形の変化があった場合、それは許容されるのでしょうか、また、それを修繕する必要があるのでしょうか。	【油川埠頭岸壁】 海底地盤の地耐力の情報は持ち合わせていません（調査の予定もありません）。土質調査については、当局の他にも実施している機関がある場合がありますので、（一財）国土地盤情報センターや、国土地盤情報検索サイト(Kunijiban)にて公開している情報も参考にして、発注機関と調査業務名称を確認の上、発注機関に開示請求してください。 岸壁前面泊地の利用後については、泊地水深確保の観点で、施設の利用が終わった際に原形復旧して頂くものと考えています。 貫入孔が大きい場合には、海上保安部に海図の補正が必要と判断される可能性もありますので、その場合は別途対応が必要になることも考えられます。 なお、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」18条第2項においても、「設置等に係る工事の完了後に貸付物件の独占排他的な使用を終了するに当たっては、甲及び乙の指示に従い海底面の原状回復を行い、甲及び乙の検査を受けなければならない」とこととされております。 【油川埠頭岸壁以外】 海底地盤の地耐力の情報は持ち合わせていません。海底の地形変化については、岸壁等の構造物に影響を及ぼさず、また後続の事業者に支障とならない場合については、状況に応じて、修繕の対象外とすることも考えられます。

15	2024/1/31	②利用可能エリア、周辺情報	公表された〔青森港〕利用計画図にて、「地耐力のデータが存在しないため、重量物を蔵置する場合は、必要に応じ事前調査を行うこと。」と記載がありますが、これはこれから整備する範囲だけではなく、港湾管理者が確保した用地(油川ふ頭および堤ふ頭、またその周辺)のすべての地耐力もないという理解で良いでしょうか。もしも、一部でも存在する場合はご教示ください。	【青森県の回答】 ご認識の通り、地耐力に関する情報はありません。
16	2024/1/31	④その他	堤ふ頭は冬季間は雪捨て場となることが記載されていますが、その期間は事業者は占用できなくなるのか、それとも制限付きで使用できるのかご教示ください。	【青森県の回答】 関係者と調整の上、協議が調えば使用できます。
17	2024/1/31	④その他	事業者が油川ふ頭で除雪した雪を堤ふ頭の雪捨て場に置くことは可能かご教示ください。	【青森県の回答】 油川ふ頭で除雪した雪は、当該埠頭内での処理をお願いします。
18	2024/1/31	④その他	油川ふ頭の東・西の防波堤の撤去は青森県殿で実施予定でしょうか。	【青森県の回答】 お見込みのとおりです。
19	2024/1/31	④その他	公募占用指針に添付の図で赤く塗りつぶされた船溜まりの埋立は青森県殿で実施されるのでしょうか。	【青森県の回答】 公募占用指針に添付の図で赤く塗りつぶされた船溜まりの埋立は青森県で実施します。
20	2024/1/31	③利用開始可能時期	青森県殿の整備計画と工程をご教示ください。※もし現段階で提示されないのであれば、いつ頃の開示予定かをご教示ください。	【青森県の回答】 現在検討中のため、詳細は未定ですが、令和10年4月1日より利用可能となるよう整備する予定です。
21	2024/1/31	④その他	青森県殿で実施されない範囲についてご教示ください。 調査設計は青森県殿ですが、施工は事業者など、青森県殿と事業者での実施範囲を確認させてください。また、事業者にて実施する範囲はいつから着手可能となるのかを併せてご教示ください。	【青森県の回答】 左記がどういった整備を想定したものか不明ですので、明確にお答えできませんが、基本的に県で調査設計したもののについては、施工も県で実施します。
22	2024/1/31	④その他	津軽港の整備スケジュールをご教示ください。(工事完了日と利用開始可能時期)	【青森県の回答】 今後開催予定の「協議会構成員による説明会」において、説明を予定しています。
23	2024/1/31	④その他	津軽港の占用料をご教示ください。(岸壁含む。)	【青森県の回答】 占用料は、県が公開している港湾管理条例に記載のとおりです。 現在の使用料は別表第一のその他港湾の使用料の額をご確認ください。 現在の占用料については別表第二の金額をご確認ください。 https://reiki.pref.aomori.lg.jp/reiki_honbun/c001RG00001879.html なお、令和6年度の港湾施設用地の工作物を設置する場合の近傍類似地の時価の百分の四に相当する額は232円/㎡です。

24	2024/2/13	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	「港湾管理者が確保した用地」のうち、供用中エリアにおける設計成果品(構造計算書、断面図、および地質調査結果、CAD図面含む)を開示可能でしょうか。また、行政文書開示請求をする場合の当該図書名をご教示ください。	【青森県の回答】 1. 以下の資料を提供可能です。 ・青森港港湾台帳 本港地区平面図 (CAD(sfc形式)データ、pdfデータ 1/2,500)座標表示なし。 ・青森港港湾台帳 施設断面図 C-1-Ⅲ-1 堤埠頭-7.5m岸壁 ・青森港港湾台帳 施設断面図 C-1-Ⅲ-8 堤埠頭-10.0m岸壁 ・青森港 維持管理計画書 本港地区堤埠頭岸壁(-7.5m) 平成21年12月 ・青森港 維持管理計画書 本港地区堤埠頭岸壁(-10.0m) 平成26年7月及び平成21年12月 2. 以下の資料を行政文書公開請求により開示可能です。 ・令和5年度 委第8016号 青森港油川地区地質調査業務委託報告書 (ただし、当該業務の履行期限は令和6年3月25日で、完成検査は3月末の予定です。そのため、電子データの提供は早くても令和6年4月中旬以降になる見込みです。)
25	2024/2/13	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	油川埠頭にて整備予定の埠頭用地(約7.0ha)について、地耐力に関する整備計画を開示可能でしょうか。また、行政文書開示請求をする場合の当該図書名をご教示ください。	【青森県の回答】 現在検討中のため、開示可能な情報はありません。
26	2024/2/13	②利用可能エリア、周辺情報	「港湾管理者が確保した用地」の各エリアにおいて、利用エリアの制約はあるでしょうか。 (例)アクセス道路、既存岸壁利用者との調整が必要なエリアなど	【青森県の回答】 堤埠頭については、県HP掲載資料に記載の通り利用者・青森市との調整が必要です。 アクセス道路(臨港道路)について、利用に伴い通行止めとする際は関係機関への届出等手続きが必要となる場合がありますので、県との事前協議をお願いします。
27	2024/2/13	④その他	堤地区岸壁(-7.5m/-10m)の岸壁前における地質調査を開示可能でしょうか。また、行政文書開示請求をする場合の当該図書名をご教示ください。	【青森県の回答】 地質調査は、「国土地盤情報検索サイト(KuniJiban)」を参考にしてください。近年、青森県で実施した実績はありません。
28	2024/2/13	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	津軽港における設計成果品(構造計算書、断面図、および地質調査結果、CAD図面含む)を開示可能でしょうか。また、行政文書開示請求をする場合の当該図書名をご教示ください。	【青森県の回答】 以下の資料を情報開示請求により開示可能です。 ・平成4年度 委改第11-4-1号 七里長浜港改修岸壁(-7.5)(-5.5)M構造設計委託報告書 なお、当資料にCAD図面はありません。
29	2024/2/13	②利用可能エリア、周辺情報	津軽港において、利用エリアの制約はあるでしょうか。 (例)アクセス道路、既存岸壁利用者との調整が必要なエリアなど	【青森県の回答】 既存の岸壁・埠頭用地については、利用者との調整が必要です。 また、アクセス道路(臨港道路)については、港湾利用者の交通に支障が出ないようにしてください。

30	2024/2/15	②利用可能エリア、周辺情報	発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地について 油川埠頭・堤埠頭にて示される用地において、利用開始時に事業者が占有する 上での前提条件についてをお教えてください。 また、各種別に関わらず、利用可能となった期間は事業者にて占有(利用にあ たつての制限はかからない)との理解でよろしいでしょうか。 例えば、種別の道路(下図赤枠)は、一般車両も通行可能とするなどの制約がご ざいますでしょうか。 又、占有出来ないエリアがもしありましたら図示頂きたくお願い致します。 	【青森県の回答】 堤埠頭については、利用者・青森市との調整が調うことが前提となります。 油川埠頭の臨港道路については、青森港に関するお問合せ事項No.11の回答も ご参照ください。			
31	2024/2/15	④その他	発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地につい て 右図油川埠頭の埠頭用地の野積場(未舗装)7.0haについて引き渡し時の路面の 状態をご教示ください。  <table border="1" data-bbox="788 938 1140 970"><tr><td>埠頭用地</td><td>野積場(未舗装)</td><td>約7.0ha</td></tr></table>	埠頭用地	野積場(未舗装)	約7.0ha	【青森県の回答】 整備内容(舗装の有無も含む)について検討中のため、現段階では決まってお りません。
埠頭用地	野積場(未舗装)	約7.0ha					
32	2024/2/15	④その他	発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地につい て 右図油川埠頭の埠頭用地の野積場(舗装)について供用開始時の状態をご教示 下さい。 また整備する場合は整備後の舗装の仕様をご教示ください。  <table border="1" data-bbox="815 1273 1173 1315"><tr><td>埠頭用地</td><td>野積場(舗装)</td><td>約0.3ha</td></tr></table>	埠頭用地	野積場(舗装)	約0.3ha	【青森県の回答】 岸壁整備に伴い、既存用地において嵩上げが必要があることから、盛土を予 定しています。整備内容(舗装の有無も含む)については検討中です。
埠頭用地	野積場(舗装)	約0.3ha					

33	2024/2/15	④その他	発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地について 右図の港湾施設用地から緑地に続いている道幅と長さをご教示下さい。(赤枠箇所) 現在はコンクリートブロックが置かれていると理解しておりますが利用開始時は撤去されているとの理解でよろしいでしょうか。 	【青森県の回答】 赤枠箇所は道路ではないため、道幅等に関する情報はありません。土地の幅としては10m前後ですが、構造物等もありますので、詳細は現地でご確認ください。 コンクリートブロックについては、撤去を予定しています。
34	2024/2/15	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地について フェンスや照明設備等の港湾設備の設置位置などが決まっていれば下記図面に図示いただけますと幸いです。 【青森港】利用計画図 	【青森県の回答】 油川埠頭については、SOLASエリアとして整備予定のため、開示できません。 堤埠頭については、-10.0m岸壁の野積場と臨港道路を囲うようにSOLAS規格のフェンス(柵高H=1.8m、上部忍び返し付き)と道路照明と同タイプ規格の照明がN=5基が設置されています。また、門扉(両開きタイプ)がN=2箇所あります。岸壁への外航船舶の利用数がSOLASの要件を満たさなくなっているため、門扉は常時オープンとしています。 
35	2024/2/15	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地について 【堤埠頭】 堤埠頭の設計図書の有無をご教示ください。 また、設計図書がある場合は情報開示請求等の諸手続きの必要有無も含めてご教示いただけますと幸いです。	青森港に関するお問合せ事項No.24の回答をご参照ください。

36	2024/2/15	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地について 【堤埠頭】 堤埠頭の岸壁水深について、公募占用指針別添3「促進区域と一体的に利用できる港湾」の「利用可能期間」で海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事を目的とした利用期間の開始時期(令和10年4月1日)までに延長や水深を変更する計画があるかどうかを伺いたい。	【青森県の回答】 岸壁延長・水深を変更する計画はありません。
37	2024/2/15	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地について 【油川埠頭】 230m岸壁に隣接する泊地(1.4ha)において、海底面の強化等に関する整備を実施する予定があるかどうかをご教示ください。 また強化を行う場合はその仕様(砕石置換などの整備内容詳細、海底面の想定地耐力等)についてご教示いただけますと幸いです。	青森港に関するお問合せ事項No.14の回答をご参照ください。
38	2024/2/15	④その他	油川埠頭(海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域約8.0ha)について 地耐力強化箇所(国が整備するエリア以外の範囲)以外の整備内容(舗装の仕様等)についてご教示ください。	【青森県の回答】 岸壁整備に伴い、既存用地において嵩上げする必要があることから、盛土を予定しています。整備内容(舗装の有無も含む)については検討中です。
39	2024/2/15	④その他	発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地について 【油川埠頭】 このエリアについて、国の強化岸壁以外に船舶が係留できる岸壁を新設する等の計画の有無、ある場合においては計画諸元等を御教示いただけますでしょうか。	【青森県の回答】 岸壁を新設する計画はありません。
40	2024/2/15	④その他	[青森港]利用計画図 <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kowan/files/aomorikou_zumen.pdf>に「地耐力のデータが存在しないため、重量物を蔵置する場合は、必要に応じ事前調査を行うこと」と記載がございますが、調査実施に必要な手続きをご教示いただけますと幸いです。	【青森県の回答】 地盤調査であれば青森県港湾管理条例に基づき港湾施設用地使用許可申請書を青森港管理所へ提出し許可を得る手続きになります。また、他にも調査が必要な場合、青森港管理所へご確認願います。
41	2024/2/15	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	津軽港の-7.5m岸壁・-5.5m岸壁について設計荷重及び地耐力についてご教示ください。	【青森県の回答】 以下の資料の情報開示請求により開示可能です。 ・平成4年度 委改第11-4-1号 七里長浜港改修岸壁(-7.5)(-5.5)M構造設計委託報告書

42	2024/2/15	④その他	青森港・津軽港の荷捌き施設・野積み場を利用する場合、荷役時間に制限はありますでしょうか。	【青森県の回答】 1. 青森港 荷捌き地、野積み場で荷役作業を行う際の荷役時間に制限はありません。荷役代理店に依頼して荷役を行う際は、直接、荷役代理店に作業時間の確認をお願いします。 2. 津軽港 使用許可を得ている時間内であれば制限はありません。
43	2024/2/15	④その他	他の船舶や港湾利用・港湾施設への影響が無いことを前提として青森港油川埠頭、堤埠頭、津軽港前面の泊地に船舶を数カ月程度係留する事は可能でしょうか。	【青森県の回答】 泊地は、船が安全に停泊し着岸や離岸する時の方向を変えるスペースであり、台風などの風や波から航行中の貨物船などが安全な場所に避難するための泊地でもあるため、円滑な操船に支障を与えない箇所であれば、停泊は可能だと思います。
44	2024/2/20	②利用可能エリア、周辺情報	青森港油川地区において、公募占用指針の「(別添3)促進区域と一体的に利用できる港湾」において示されたレイアウト図の埠頭用地約8haの西隣に赤のハッチングで示された現船溜まりの埋立計画につきまして、 ・埋立地の仕様は決定していますでしょうか。 ・埋立地の設計報告書はありますか。	【青森県の回答】 埋立てを含む当該埠頭用地整備に係る施設の設計については、現在検討中であり、仕様は決定しておらず、報告書もありません。
45	2024/2/20	③利用開始可能時期	青森港油川地区において、公募占用指針の「(別添3)促進区域と一体的に利用できる港湾」において示されたレイアウト図の埠頭用地約8haの西隣に赤のハッチングで示された現船溜まりの埋立計画につきまして、 ・埋立地の利用開始可能時期は国の整備する岸壁と同じ2028年4月と理解してよいでしょうか。	【青森県の回答】 埋立てを含む当該埠頭用地整備に係る施設の設計については、現在検討中ではありますが、利用開始可能時期は2028年4月を目標としています。
46	2024/2/21	②利用可能エリア、周辺情報	青森港油川地区において、公募占用指針の「(別添3)促進区域と一体的に利用できる港湾」の「1.青森港の利用について」の(留意事項)の2ボツにある「発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地」が1月22日に県土整備部港湾空港課HPで更新公開された「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募関連情報について」にあったpdfファイルに表示されたエリアと理解しました。この県が確保した用地も(港湾・埠頭名及びその諸元)にある利用可能面積約8haの用地と同様に、「港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認した結果を記載する」という対応でよいと理解しましたが、この理解で合っていますでしょうか。	【青森県の回答】 希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認する必要があるのは、別添3で示している利用可能面積約8haについてです。上記以外の県が確保した用地については、東北地整港湾空港部HPに掲載されている「公募占用指針公示後の利用港湾検討に当たっての留意事項」の2. 2)の2点目に記載の通り、「港湾管理者へ確認の上、同意書の提出を依頼すること」となっておりますので、手続きが異なります。

47	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	東北地方整備局HPIに掲載されている青森港油川地区岸壁(-12m)平面図に記載の地耐力を設定する上での利用想定条件(タワー配置、組み立て用クレーンの仕様と配置等)をご教示ください。また、地耐力強化について設計図書(地盤情報や地耐力、地盤改良に伴う事前の考え方)及び230m岸壁の安定性の評価等について記載された設計図書等を提供頂く事は可能でしょうか。	行政文書開示請求により開示可能です。
48	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	油川埠頭(海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域約8.0ha)の230m岸壁に隣接する泊地(1.4ha)において、海底面の強化等に関する整備を実施する予定があるかどうかをご教示ください。また強化を行う場合はその仕様(砕石置換などの整備内容詳細、海底面の想定地耐力等)についてご教示いただけますと幸いです。	青森港に関するお問合せ事項No.14の回答をご参照ください。
49	2024/2/26	④その他	個別面談に応じていただける期間についてご教示願います。	個別面談の期間は、回答まで時間がかかることを踏まえ、令和6年6月28日(金)までを目安としていただきたいと思います。
50	2024/2/26	④その他	青森港の再生エネルギーの基地港としての整備スケジュールについて、公募占用計画の入札開始から、選定事業者への引渡しまでの期間に対応する間の時系列を参考までにご教示ください。	整備スケジュールは、当年度予算の状況や現場環境等により変動する可能性があるため、回答いたしかねます。
51	2024/2/26	④その他	港湾の利用に関する同意書の発行申請について、コンソーシアムで申請する場合、記載が必要な社名はSPCの社名で構いませんか？ または、代表企業のみで問題ないでしょうか。 もしくはコンソーシアムを構成する全社分の社名を記載する必要がありますか。	同意書の差出人は、公募占用計画と齟齬の無い事業者名としてください。 全社名を記載する必要はありません。
52	2024/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	油川埠頭、堤埠頭以外の青森港施設について、荒天時の避泊等の作業船による利用について、指定いただける岸壁はありますか？ あるいは他の目的による一時的な停泊・係留他、港内の利用上の制限等がありますか？	【青森県の回答】 指定できる岸壁はありませんが、利用者と調整の上で岸壁を確保できれば、一時的な停泊・係留のためにご利用いただけます。
53	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	油川埠頭の岸壁前面における海底面の地耐力に関する情報または、砕石置換の工事内容(砕石の投入量や施工方法、粒経、締め固めの程度など)、仕上がり高さ、等についてご教示いただけますか。	青森港に関するお問合せ事項No.14の回答をご参照ください。
54	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	国が予定している改良工事の改良方法に関して、必要性が認められれば改良方法を変更頂くことは可能でしょうか。	改良工法の変更は考えていません。
55	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	タワー組立架台の安定上、杭基礎が必要となった場合、岸壁背面に杭を打設することは可能でしょうか。 また、その場合の原形復旧にはどのようなものが求められるのがお教え下さい。	青森港に関するお問合せ事項No.13の回答をご参照ください。 原形復旧とは、現場を使用以前の形状・機能に復旧することを求めます。

56	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	油川埠頭において、国で実施予定の改良範囲に加えて、事業者が追加の地盤改良を実施することは可能でしょうか。	青森港に関するお問合せ事項No.13の回答をご参照ください。
57	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	岸壁背面の国整備範囲に示された地耐力増強エリアを上回る仕様を考慮する上で、仮組立タワーの倒壊リスクによる離隔の考慮以外に、港湾管理者が要求する発電事業者が考慮すべき事項はありますか？	青森港に関するお問合せ事項No.13の回答をご参照ください。 【青森県の回答】 その他の考慮事項については、具体的な整備内容を確認しない限りお答えできません。
58	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	油川埠頭において、国で実施予定の岸壁整備事業では岸壁として整備されない、周囲の護岸部に仮設係船柱を設置することは、既設構造物への影響を構造設計上の許容範囲に納めることを前提とし、かつ、撤去することを前提とすれば可能でしょうか。	青森港に関するお問合せ事項No.13の回答をご参照ください。
59	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	仮設の工作物として、照明、アンテナ、カメラ、放送設備、周囲を囲む保安フェンス、安全鋼板等の設置にあたり、高さ、位置、視界の制限等規制についてご教示いただけますか。また、保安フェンスとゲートの運用上の規定についてご教示ください。	【青森県の回答】 港湾法上、規定はなく、高さ、照明等などは、建築基準、景観など所管部署への確認、さらに照明・放送設備については周辺住民への影響を考慮する必要があるものと考えます。また、保安に関する運用は機密性の高い情報のため、この場で具体的に申し上げることはできません。事業者選定後に協議していくものと考えています。
60	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	油川埠頭背後地までの仮設給水・仮設電気の引込をしたいのですが、埋設物を設置することは可能でしょうか。	【青森県の回答】 埋設物の設置に当たっては、土地所有者並びに施設管理者と必要な協議を行ったうえで、事業者側の責任により可能と考えます。
61	2024/2/26	④その他	再生エネルギーの基地港として国が整備する区域と港湾管理者(青森県)が別途用意した区域において、所掌の違い(東北地方整備局と青森県)による貸し付け条件の相違はありますでしょうか。	国が整備する区域は「青森港海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)(仮称)」による制約があります。 【青森県の回答】 青森県が別途用意した区域は、青森県港湾管理条例による制約があります。
62	2024/2/26	④その他	基地港の賃貸料について、国が管理するエリア以外(港湾管理者が別途用意した区域)を使用する場合は別途賃貸料が発生するのでしょうか。	【青森県の回答】 青森県港湾管理条例に基づく使用料が発生します。
63	2024/2/26	④その他	港湾の貸付料につき、プロジェクト期間が30年を超えた場合の取り扱いについてご教示頂けますと幸いです。	基地港湾の貸し付けは最長30年を前提に考えており、それを超える期間の貸付契約のあり方については、貸付期間などの具体的な状況を踏まえつつ検討させていただきます。 (秋田港・能代港共通のお問合せ事項No.25)
64	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	堤埠頭において、事業者が地盤改良を実施することは可能でしょうか。	青森港に関するお問合せ事項No.13の回答をご参照ください。

65	2024/2/26	③利用スケジュール	青森県が用意されたとされている、堤埠頭の利用期間についてお尋ねします。 注記にある他の利用者との調整がなされることを前提とした場合に、油川埠頭の引き渡し時期よりも以前に再生エネルギー事業者が青森南プロジェクトの目的で使用することは可能でしょうか？また、その使用期間を前提とした同意書を申し込んだ場合に、青森県に同意していただけるのでしょうか？	【青森県の回答】 調整済を前提とした場合、使用可能です。 同意書については、書類内容を確認の上、問題ないと判断できれば発行します。
66	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	青森港堤埠頭の平面図、断面図等についてご教示ください。平面図については座標とともにご教示ください。 また、安定計算書、構造計算書、設計図、地盤調査報告書、エプロン部の舗装計算書、構造図等についてご教示ください。	【青森県の回答】 1. 以下の資料を行政情報開示請求により提供可能です。 ・青森港港湾台帳 本港地区平面図(CAD(sfc形式)データ、pdfデータ 1/2,500)座標表示なし。 ・青森港 維持管理計画書 本港地区堤埠頭岸壁(-7.5m) 平成21年12月 ・青森港 維持管理計画書 本港地区堤埠頭岸壁(-10.0m) 平成26年7月及び平成21年12月 2. 地質調査は「国土地盤情報検索サイト(KuniJiban)」を参考にしてください。近年、青森県で実施した実績はありません。
67	2024/2/26	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	青森港堤埠頭の防舷材、係船柱の規格、配置等についてご教示ください。具体的な位置、範囲について座標または寸法とともにご教示ください。	【青森県の回答】 青森港堤埠頭の岸壁の防舷材、係船柱については、お問合せ事項公表No.10のとおりです。位置については、以下の資料を提供可能です。また、配置間隔は、上記の維持管理計画書の中の平面図で確認できます。 ・青森港港湾台帳 施設断面図 C-1-Ⅲ-1 堤埠頭-7.5m岸壁 ・青森港港湾台帳 施設断面図 C-1-Ⅲ-8 堤埠頭-10.0m岸壁
68	2024/2/26	④その他	【津軽港】 青森県からの同意書取得プロセスについてですが、県が用意された油川埠頭背後の一部区域と堤埠頭の場合と、事業者が独自に同意を得たい津軽港の工事目的での占用に関する同意書において、手続き上の相違点があれば、ご教示願います。	【青森県の回答】 青森港(8ha以外の用地)と津軽港とで、手続きの相違はありません。
69	2024/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	【津軽港】 青森県で管理されている津軽港の同意書提出の対応窓口をご教示願います	【青森県の回答】 窓口は県土整備部 港湾空港課です。
70	2024/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	【津軽港】 同意にあたり申請書の形式の御指定はいただけますでしょうか	【青森県の回答】 同意の申請書は、任意様式となります。
71	2024/2/26	④その他	【津軽港】 青森県からの同意書取得プロセスについてですが、O&M港に関して、同意書申込締切時までに提示すべき書類について、どのような内容を想定されているでしょうか。また、公募締切までに若干の変更があった場合は、どのようにすれば宜しいでしょうか。	【青森県の回答】 同意書の申請で記載が必要な事項は、利用目的(どういった利用を想定しているか)、利用期間、利用施設となります。文字だけでの説明が難しければ、図面等资料を添付してください。 公募締切までに若干の変更があった場合は、同意書申請の締切(令和6年6月21日)までに再度申請してください。

72	2024/2/26	④その他	【津軽港】 契約期間中(20～30年)は、CTVなど運用・維持管理に必要な船舶に係留したいと考えています。必要であれば既設護岸前面水域に浮桟橋や固定桟橋等の占用工作物を設置することは可能でしょうか。 この場合、港湾計画に位置づけする必要がありますでしょうか？ この係留について、港内の必要な調整について、県が関与して頂けるのでしょうか？	【青森県の回答】 関係機関と協議の上、支障がなければ可能です。港湾計画に位置付ける必要はありません。 係留に関する港内の調整は、利用者間にて協議願います。
73	2024/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	【津軽港】 津軽港の貸与(占用許可)していただける区画について、用地整備後の土質調査資料をご提供頂くことは可能でしょうか。	【青森県の回答】 まだ調査を実施しておりませんので、資料はありません。
74	2024/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	【津軽港】 CTVなどの停泊、係留用に常時使用可能となる貸与(占用許可)可能な岸壁の既往の維持管理の記録に関する資料をご提示いただけますか？	【青森県の回答】 CTVの停泊等で利用する岸壁は、新規整備を検討しておりますので、維持管理の記録等はありません。
75	2024/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	【津軽港】 津軽港の利用にあたり港湾の水深等の情報を確認したいため、深浅測量図等の情報についてご教示をお願いします。	【青森県の回答】 行政文書公開請求により令和5年度浚渫工事前の深浅測量結果は開示可能です。
76	2024/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	【津軽港】 貸与(占用許可)していただける用地周辺のインフラの整備状況(上水道、下水道、電気)等についてご教示下さい。	【青森県の回答】 用地周辺は上水道、電気が整備されております。
77	2024/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	【津軽港】 津軽港内に洋上船舶向けに給油場所を県等が設置する計画はありますか。計画がある場合には、施設の仕様概要、規模、設置時期等の情報をご教示ください。	【青森県の回答】 給油施設を設置する計画はありません。
78	2024/2/28	③利用開始可能時期	青森港油川地区および堤ふ頭において、「発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地」のうち、既存(現時点で用地が存在する)の埠頭用地に関して、公募事業者選定後、県と調整のうえで可能であれば2028年4月以前の使用開始は認められますでしょうか。	【青森県の回答】 利用者・青森市との調整が済んでいれば、2028年4月以前より使用可能です。 4/15 本回答を以下の通り更新します。 ・堤埠頭 - 利用者・青森市との調整が済んでいれば、2028年4月以前より使用可能です。 ・油川地区 既存埠頭用地については、岸壁整備に伴う嵩上げのため盛土を実施する予定であり、利用可能開始時期は2028年4月を予定しています。
79	2024/2/15	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	【津軽港】 津軽港の今後の整備計画について港湾計画図等で提示いただく事は可能でしょうか。	青森港に関するお問合せ事項No.22の回答をご参照ください。

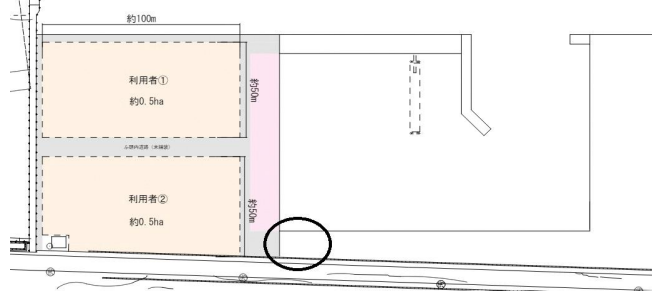
80	2024/2/15	②利用可能エリア、周辺情報	【津軽港】 津軽港の利用可能範囲を港湾計画図等で図示いただく事は可能でしょうか。	青森港に関するお問合せ事項No.22の回答をご参照ください。
81	2024/2/20	④その他	【津軽港】 令和5年11月30日～令和6年3月25日の履行期限で八千代エンジニアリング(株)に発注されました「委 第5号 津軽港施設整備計画検討業務委託」の内容につきまして、 ・上記委託の検討内容/仕様(入札仕様書に記載されていた内容)をご教示いただけますでしょうか。 ・検討結果の公開時期はお決まりでしょうか。 ・履行期限の令和6年3月25日以降であれば本委託報告書の情報開示請求は可能でしょうか。	【青森県の回答】 ・入札時縦覧している設計図書よりご確認ください。こちらは当県港湾空港課にて閲覧可能です。 ・検討結果の公開は予定していませんが、整備イメージ等は、今後開催予定の「協議会構成員による説明会」において、説明を予定しています。 ・本業務は追加的検討事項があるため、履行期限を9月下旬頃まで延伸することになりました。業務成果品の開示が可能になるのは、10月頃の見込みです。
82	2024/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	【津軽港】 青森南PJのO&M港候補として、津軽港を考えています。どの区画を貸与(占有許可)していただけるか、具体的な位置、寸法等を座標とともに図面でご提示いただけますか？	青森港に関するお問合せ事項No.22の回答をご参照ください。
83	2024/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	【津軽港】 CTVなどの停泊、係留用に常時使用可能となる貸与(占有許可)可能な岸壁の位置、延長、水深、係船設備、および岸壁背面の耐荷重、地耐力等について、設計計算書、設計図、その他この区画の施設に関する資料をご提示いただけますか？	青森港に関するお問合せ事項No.22の回答をご参照ください。
84	2024/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	【津軽港】 港内および航路の維持浚渫について、O&M港としての利用を前提とした占有を許可する場合に、そのために現時点で港湾管理者の想定されているシナリオ等(確保する水深、範囲、時期、頻度、過去の浚渫時における浚渫前後の深浅測量結果)についてご提示いただけますか。	青森港に関するお問合せ事項No.22の回答をご参照ください。
85	2024/1/31	③利用開始可能時期	港湾改修工事のスケジュールをご教示ください。(完了予定日、使用開始可能日)	港湾改修工事の完了予定日は未定です。 使用開始可能日は、令和10年4月1日となる予定です。
86	2024/1/31	④その他	引き渡し時に港が説明通りでなかった場合、誰が責任とリスクを負うことになるのでしょうか。例えば、開港前日に暴風雨の被害に遭い、プロジェクトに遅れが出た場合、誰が港の修繕に責任を持つのかご教示ください。また、事業者が使用する前に、船舶が岸壁を損傷した場合、誰がその責任を負うのでしょうか？	貸付契約の状況や、事象の原因等により、責任の所在を判定することになると考えます。 なお、利用開始可能日は上記の通り令和10年4月1日の予定ですが、工事の不測の事態、長期荒天、自然災害、疫病、第三者による反対運動等の他、社会通念に照らして予測し得ない事態等により、工事が遅延し、供用開始が遅延した場合、公募参加資格者、選定事業者、その他第三者に与えた損害について、当局は一切の責任を負いません。

87	2024/3/28	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	(協議会構成員による説明会における質問) 2024/3/26に油川埠頭の岸壁設計成果品が8月以降の開示となるという回答が、本お問合せ事項7番にてなされたと理解しています。一方、公募占用指針37ページには、公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類を公募占用計画の提出時に添付することと書かれております。例えば青森港や津軽港についてそのような設計成果品等の開示が公募の応札時点までに開示がされないことが想定されるため、今回公募占用指針の提出にあたっては、構造上の利用可能性について検討した書類は求められていないと解釈して差し支えないでしょうか。	構造上の利用可能性について検討した書類は必要なものです。基本的には、国土交通省東北地方整備局港湾空港部のHPに掲載されている平面図・断面図を基に構造上の利用可能性について検討を実施し、その検討に係る書類をご提出ください。 また、東北地方整備局港湾空港部HPにおいて公表中の、青森港に関するお問い合わせ事項7番における「開示が可能になる」という表現は、HP等の掲載を指すものではなく、「行政文書開示請求を行うことが可能になる」との意味であることにご留意願います。
88	2024/1/31	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	公表されている30kN/m2という非常に低い地耐力で整備される理由をご教示ください。 (現状の整備状況では35kN/m2の車両でさえ使用できません。クレーンやフォークリフトの使用には、150kN/m2以上が最低必要となります。)	地耐力については、『2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会』での議論も参考にしつつ利用条件の検討を行ったうえで設定しております。
89	2024/3/28	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	2024/3/19の回答#78において、青森港油川地区および堤ふ頭において、「発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地」のうち、既存(現時点で用地が存在する)の埠頭用地に関して、公募事業者選定後、県と調整のうえで「利用者・青森市との調整が済んでいれば、2028年4月以前より使用可能です。」との回答がありました。 この回答を受けての質問になりますが、「港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる埠頭用地(約8ha)」のうちの青森県分の埠頭用地(約4.9ha程度)に関しても、公募事業者選定後、県と調整のうえで可能であれば2028年4月以前の使用開始(全面的な使用が理想ですが少なくとも部分的にでも)は認められますでしょうか。	【青森県の回答】 油川地区については、既存の埠頭用地において嵩上げのための盛土を実施する予定であり、利用可能開始時期は2028年4月を目標としています。 回答#78の回答内容に不備があったため、回答を更新しました。修正内容は#78の回答をご確認ください。 なお、「港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる埠頭用地(約8ha)」については、公募占用指針「別添3」に記載の通り、記載の利用可能期間でしか公募占用計画を提出することができません。よって、青森県分の埠頭用地(約4.9ha程度)は、2028年4月以前の使用は認められません。
90	2024/3/28	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	青森港油川地区/において、「発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地」における電気(照明等も)、水道の設置状況、設置予定を教えてください。	【青森県の回答】 1. 設置状況 一部エリアに上水道、電気が供給されています。位置等詳細については青森市、電力会社様へご確認ください。 なお、県の設備として、臨港道路沿いに道路照明を設置しています。 2. 設置予定 照明設備の設置を予定しています。
91	2024/3/28	②利用可能エリア、周辺情報	青森港堤ふ頭において、「発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地」における電気(照明等も)、水道の設置状況を教えてください。	【青森県の回答】 一部エリアに上水道、電気が供給されています。位置等詳細については青森市、電力会社様へご確認ください。 なお、県の設備として、臨港道路沿いに道路照明を設置しています。
92	2024/3/28	②利用可能エリア、周辺情報	青森港油川地区において、「発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地」は借上げ時には更地の状態(舗装は舗装のまま、緑地は緑地のまま、既存建屋等は撤去済み等)との理解でよろしいでしょうか。	【青森県の回答】 既存の埠頭用地においては、嵩上げのため盛土を予定しており、舗装の有無を含め整備内容を検討中です。 緑地については現状のままですが、緑地内の既存建屋は撤去予定です。

93	2024/3/28	②利用可能エリア、周辺情報	青森港油川地区において、「基地港として長期貸与される8haのエリア」における電気(照明等)、水道の設置状況、設置予定を教えてください。 本エリアの上記設備の国と県の仕分けはどのようになりますか。	【青森県の回答】 1. 設置状況 一部エリアに電気が供給されています。位置等詳細については電力会社様へご確認願います。 なお、県の設備として、臨港道路沿いに道路照明を設置しています。 2. 設置予定及び仕分け 給水設備の設置を仕分け含め検討中です。
94	2024/3/28	②利用可能エリア、周辺情報	ソーラスエリアに関して、フェンスを県で整備されるとのことですが、工事中24時間入退場は可能でしょうか。警備員等は港湾管理者(青森県)で配置されるとの理解でよろしいでしょうか。	【青森県の回答】 港湾管理者である青森県ではなく、埠頭保安管理者であり、県の出先機関である青森港管理所において警備することとなっておりますので、出入りに当たっては事業者選定後に同所と調整願います。
95	2024/3/28	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	青森港は強制水先区ではないとの理解でよろしいでしょうか。 港湾管理者や他の港湾利用者の要望により水先案内人をつけることが必須との条件はありますでしょうか。	青森港は強制水先区ではありません。 このため、港湾管理者や利用者から水先人の乗船を要請することはありません。 水先人の要否は、船長判断になると考えます。
96	2024/4/11	④その他	同意依頼書の添付書類について以下を想定しております。 その他必要となる資料について御教示ください。 1)利用計画図 2)利用スケジュール	東北地整に対する「促進区域と一体的に利用できる港湾」に関するスケジュール通知には、以下を明確に記載してください。 ・公募占用指針別添3に記載のある、「促進区域と一体的に利用できる港湾」の港湾・埠頭名(図面は任意) ・設置工事、維持管理、撤去工事のうち該当する期間 ・対象海域
97	2024/4/15	④その他	工程検討にあたり、油川ふ頭の岸壁に大型船舶を同時に2船係留したいと考えますが、現状の230mでは現実的ではありません。そのため、事業者選定後に事業者のニーズをくみいれて、岸壁の追加整備を検討いただきたいですが、その余地はありますか？ もしくは、事業者によって岸壁整備・補強の実施を認めていただくことは可能ですか？	現時点で追加の施設整備を行うことは考えていません。 事業者自らが追加改良を行う場合は、No.13の回答をご参照ください。
98	2024/4/15	④その他	①一体的に利用できる港湾エリアの海に面したエリアのうち、岸壁以外の場所に作業のため、30x40mの範囲で地耐力40t/m ² を確保したいと考えています。事業者選定後に事業者のニーズをくみいれて、追加整備を検討いただく余地はありますか？ もしくは、事業者による整備・補強の実施を認めていただくことは可能ですか？ ②一体的に利用できる港湾に面してバージを長期間係留し、バージを作業エリアとして追加したいと考えております。そのために係留するための設備設置、を事業者選定後に事業者のニーズをくみいれて、追加で検討いただく余地はありますか？ もしくは、事業者による整備・補強の実施を認めていただくことは可能ですか？	現時点で追加の施設整備を行うことは考えていません。 事業者自らが追加改良を行う場合は、No.13の回答をご参照ください。

99	2024/4/15	③利用開始可能時期	質問表No63において、最長30年を貸付期間として考えている旨の回答が記載されていますが、契約期間の開始日は、港湾貸付契約開始日という理解でよろしいでしょうか？ また、貸付期間は、公募占用指針 別添3促進区域と一体的に利用できる港湾に記載されている利用可能期間を含めて契約するという理解でよろしいでしょうか？	貸付契約の期間は、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書第3条に定める契約の期間となります。
100	2024/4/15	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	3/29公開の青森港油川地区断面図の標準断面図A-A',B-B',C-C'断面において、「重量物不可範囲」L=5.00mと記載されていますが、当該範囲の地耐圧(kN/m2)をご教示ください。 また岸壁から5mの範囲を重量物が扱えないというのはフレキシビリティを大きく毀損するものと考え、酒田港では重量物不可範囲が3.80mと設定されていますが、青森港も同等或いはそれ以下に短く改善される可能性はありますでしょうか。 改善の可能性が無い場合、5mで計画される技術的な意図等あればご教示頂けますでしょうか。	重量物不可範囲は、地耐力を期待しない範囲であり、設計上は30kN/m2です。この範囲は、砕石舗装からの重量物の荷重を矢板上部工に作用させない範囲として、砕石舗装の主働崩壊角より内側として設定しています。今後検討が進み、岸壁構造が全体的に小さくなり、上部工が小さくなる場合等は、重量物不可範囲が小さくなる可能性はあります。
101	2024/4/12	②利用可能エリア、周辺情報	港湾管理者が確保した用地で港湾法38条に該当する臨港地区に該当するエリアがあれば、ご教示ください。	【青森県の回答】 港湾管理者が確保した用地は全て臨港地区に該当します。
102	〃	④その他	No.29において、津軽港の既存の岸壁・埠頭用地については、利用者との調整が必要とのことですが、調整先を具体的にご教示いただきたい。	【青森県の回答】 港湾利用が見込まれる利用者については、砂や碎石、木材等を取り扱っている事業者や港湾工事の施工業者等がありますが、港湾の利用形態や利用者はその時々で異なるため個々の利用者についての具体的な名称は差し控えます。具体的な調整先については、事業者として選定された段階より後において、津軽港の管理を行っている西北地域県民局地域整備部用地課(財産担当)にお問い合わせください。
103	〃	④その他	No.30において、堤埠頭については、利用者・青森市との調整が必要とのことですが、調整先を具体的にご教示いただきたい。	【青森県の回答】 港湾利用が見込まれる利用者については、セメント事業者や港湾運送事業者等のほか、青森市がありますが、港湾の利用形態や利用者はその時々で異なるため個々の利用者についての具体的な名称は差し控えます。具体的な調整先については、事業者として選定された段階より後において、青森港の管理を行っている東青地域県民局地域整備部青森港管理所にお問い合わせください。
104	2024/4/15	④その他	工程検討にあたり、油川ふ頭の岸壁に大型船舶を同時に2船係留したいと考えますが、現状の230mでは現実的ではありません。そのため、事業者選定後に事業者のニーズをくみいれて、岸壁の追加整備を検討いただきたいのですが、その余地はありますか？ もしくは、事業者によって岸壁整備・補強の実施を認めていただくことは可能ですか？	【青森県の回答】 岸壁の追加整備の予定はありません。 また、事業者による整備・補強については、青森港に関するお問い合わせ事項No.13及びNo.39の回答をご参照ください。

105	〃	④その他	①一体的に利用できる港湾エリアの海に面したエリアのうち、岸壁以外の場所に作業のため、30x40mの範囲で地耐力40t/m²を確保したいと考えています。事業者選定後に事業者のニーズをくみいれて、追加整備を検討いただく余地はありますか？もしくは、事業者による整備・補強の実施を認めていただくことは可能ですか？ ②一体的に利用できる港湾に面してバージを長期間係留し、バージを作業エリアとして追加したいと考えております。そのために係留するための設備設置、を事業者選定後に事業者のニーズをくみいれて、追加で検討いただく余地はありますか？もしくは、事業者による整備・補強の実施を認めていただくことは可能ですか？	【青森県の回答】 ①岸壁以外の場所で、地耐力40t/m²以上の地盤改良は予定しておりません。また、事業者による整備・補強については、青森港に関するお問い合わせ事項No.13の回答をご参照ください。 ②バージ係留のための係留設備は、整備を予定しておりません。また、事業者による整備・補強については、東北地方整備局ホームページにおいて公開している「公募占用指針公表後の利用港湾検討に当たっての留意事項」2.3)その他に記載のとおりです。 公募占用指針公示後の利用港湾検討に当たっての留意事項(抜粋) 2. 3)その他 ・東北地方整備局、若しくは港湾管理者が整備した港湾施設に対し、事業者側の要望により改良を加えること等については、その必要性等について事業者として選定された者と調整することを原則とする。
106	〃	③利用開始可能時期	津軽港の施設建設を計画にあたり、津軽港内のインフラ設備(電源、上下水道、排水)を教えてください。 もしもあれば開示請求のため、図書名をご教示ください。	【青森県の回答】 電気、上水道が使用できます。
107	〃	③利用開始可能時期	津軽港の維持管理として浚渫、除雪が発生すると考えておりますが、その他管理行為として発生するものがあればご教示ください。また、浚渫が必要となるエリア、除雪の範囲をご教示ください。またその費用をご教示ください。	【青森県の回答】 公共水域(航路・泊地)の浚渫及び臨港道路の除雪は県が行っていますが、ふ頭用地については利用者が除雪を行うこととなります。
108	〃	③利用開始可能時期	津軽港内および付近の海底地形について開示可能な資料があればご教示ください。	【青森県の回答】 津軽港内の「令和5年度浚渫工事前の深浅測量結果」は開示可能ですが、海底地形についての資料はございません。
109	〃	③利用開始可能時期	津軽港の維持管理(しゅんせつ工事など)の履歴とその対応者をご教示ください。	【青森県の回答】 港湾内の公共水域(航路・泊地)については青森県が浚渫工事をしておりますが、履歴として管理している資料はございません。
110	〃	②利用可能エリア、周辺情報	津軽港の新たに整備される岸壁の耐荷重が1.5トン/m²と示されているが、耐荷重を強化しているふ頭エリアの明確な範囲をお示しください。 また、OM施設(倉庫)においては、風車予備品などの重量物を保管しますが、ふ頭エリア全体の耐荷重に対する情報をお示しください。	【青森県の回答】 現在検討中のため、開示可能な情報はありません。
111	2024/4/22	④その他	建設時、維持管理時、撤去時に近傍の漁港の利用を検討しています。 本案件に係る港湾利用に関する検討については港湾空港課を窓口とすることによってよいでしょうか。	【青森県の回答】 本案件については港湾空港課が窓口となり、庁内各課にまたがる質問の回答をとりまとめます。 同意書の交付を受ける場合や施設利用の許可申請を行う場合は各漁港管理者に連絡してください。
112	〃	②利用可能エリア、周辺情報	【津軽港】 令和6年3月29日構成員説明会の津軽港の整備イメージ資料において、「既存岸壁・ふ頭用地は、一般貨物の荷役に利用されているため、O&M等の長期間利用は困難です。建設・撤去時等の一時的な利用の際は、利用者と調整を行ってください。」とのご説明がありました。 建設時、撤去時において、既存岸壁利用者と調整できる前提での同意書発行が可能ですでしょうか。	【青森県の回答】 同意書を交付する際に利用者との調整を条件に付します。

113	〃	④その他	【津軽港】 一般的にエプロン部分は、貸付対象にはならないという理解ですが、今回洋上風力向けに津軽港を整備する観点からエプロン部分も貸付範囲にすることは可能でしょうか。	【青森県の回答】 エプロン部分は荷役作業のため一時的に使用するための施設ですので、部材置き場として貸し付けることはできません。
114	2024/6/10	④その他	【津軽港】 協議会説明資料にて泊地水深-4.0mを想定とありますが、これは最低水面からの数値で良いでしょうか。	（青森県の回答） 津軽港の場合は、C.D.L=L.W.L（朔望平均干潮面）となっております。
115	〃	④その他	【津軽港】 6月7日に公表されたイメージ図について、以下の部分についてはかなり海面と近く、隣接する道路に対して海水が出てくる可能性があります。その場合、海水が港湾道路に侵入しないような対策を事業者が実施する必要があるのでしょうか。 	（青森県の回答） 実状に応じ、港湾管理者として対応を検討します。 なお、事業者の都合により施工が生じる場合は、東北地方整備局のホームページで公開している「公募占用指針公示後の利用港湾検討に当たっての留意事項」2.3)その他に記載のとおり対応いたします。
116	2024/6/12	③利用開始可能時期	【津軽港】 青森県HP「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募関連情報について」において、「津軽港の利用開始時期は、現時点で令和12年4月1日を想定しています。」との記載が、2024年6月7日に公開されました。 一方で、青森港に関するお問い合わせ事項No.29では「既存の岸壁・埠頭用地については、利用者との調整が必要です。」との記載があります。さらに、同No.102では「具体的な調整先については、事業者として選定された段階より後において、津軽港の管理を行っている西北地域県民局地域整備部用地課（財産担当）にお問い合わせください」との記載があります。 以上から「津軽港の利用開始時期は、現時点で令和12年4月1日を想定しています。」の記載が対象しているエリアは、整備予定のエリアであり、既存の岸壁・埠頭用地の利用開始時期については、事業者として選定された段階より後において、利用者と調整が必要という理解でよろしいでしょうか。	（青森県の回答） 記載いただいた解釈のとおり、令和12年4月1日からの利用開始は、今後整備予定のエリアのみを対象としております。